

平成 19 年 2 月 6 日
(社)日本監査役協会

会社法に対応し、監査役監査基準を改定

(社)日本監査役協会(会長=笹尾慶蔵・旭有機材工業(株)監査役)は、平成 16 年 2 月以来 3 年ぶりに監査役監査基準を改定し、公表した(当協会ホームページ <http://www.kansa.or.jp>、「月刊監査役」3月号(No.524)掲載予定)。

本基準は、平成 18 年 5 月に施行された会社法及び法務省令に対応し、また、近年の監査役を取り巻く環境の変化に対応すべく改定したものである。

改定の主な点としては、まず、内部統制システムに関する規定があげられる。内部統制システムに関する監査規定については、会社法及び法務省令を踏まえた規定の充実が図られている(第 21 条)ほか、監査役監査基準とは別に、今後、別途「内部統制システムに係る監査の実施基準」が整備され、より具体的な監査の方法等が規定される予定となっている(同条第 7 項)。

その他、監査役に関する開示事項の拡充への対応規定(第 5 条第 3 項、第 10 条第 4 項)、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する監査役への通知に関する規定(第 26 条)、会計監査人の報酬等に対する同意権への対応規定(第 27 条)、買収防衛策への対応規定(第 43 条)、株主代表訴訟における不提訴理由通知制度の導入への対応規定(第 46 条第 4 項)などが新たに盛り込まれている。

当協会では、東京、大阪、名古屋で解説会を実施するなど、本基準の浸透に力を入れていく予定である。

本件に関する問い合わせ先

(社)日本監査役協会

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1

丸の内中央ビル 13 階

電話 03 - 5219 - 6125

事業部第 2 課 上遠野、森山